

生活関連施設の考え方

※1 公共施設等総合管理計画(H29.2)の掲載施設のうち、市民が日常利用する施設

資料3

| 位置づけ | 施設種別 | 施設設定の考え方 | | 方針 |
|--------|----------------|--------------------------------|---|--|
| | | 重点整備地区内 | 移動等促進地区 | |
| 生活関連施設 | 旅客施設 | 現行基本構想を踏襲し、市内の鉄道駅を選定 | — | <p>【生活関連経路の設定】 ○生活関連施設相互間の経路を生活関連経路に設定</p> <p>【重点整備地区内の施設におけるバリアフリー化】 ○重点整備地区内の生活関連施設は、特定事業及びその他事業の位置づけを行い事業を推進</p> <p>【移動等促進地区的施設におけるバリアフリー化】 ○移動等促進地区的生活関連施設のうち公共施設は、継続的にバリアフリー化を進展していくための施設整備方針の導入を検討 ○移動等促進地区的生活関連施設のうち利用者が多く周辺への影響力の大きい大規模店舗等は、重点整備地区内の施設と同様に事業設定・管理できる仕組みを検討</p> |
| | 建築物 | 公共施設 (市有施設) | 現行基本構想の生活関連施設を選定 また、市が所有する公共施設※を選定 | |
| | | | 市が所有する公共施設※を選定 | |
| | | | — | |
| | | | 現行基本構想の生活関連施設を選定 また、市が所有する公共施設※ ¹ を選定 | |
| | | | — | |
| | | | 現行基本構想の生活関連施設を選定 また、アンケート結果で回答者全体の10%以上が「よく利用する」と回答した施設を選定 | |
| | | | アンケート結果で回答者全体の10%以上が「よく利用する」と回答した施設を選定 | |
| | | 医療施設 | 現行基本構想の生活関連施設を選定 また、アンケート結果で回答者全体の10%以上が「よく利用する」と回答した施設を選定 | |
| | | 商業施設 | 会議・イベントスペースを有し、市民の利用が見込まれる施設を選定 | 会議・イベントスペースを有し、市民の利用が見込まれる施設を選定 |
| | | 宿泊施設 | 市と包括連携協定を締結しており、市民の利用が見込まれる施設を選定 | 市と包括連携協定を締結しており、市民の利用が見込まれる施設を選定 |
| | | 大学 | 市と包括連携協定を締結しており、市民の利用が見込まれる施設を選定 | 市と包括連携協定を締結しており、市民の利用が見込まれる施設を選定 |
| | | 金融機関 | 生活関連経路沿いに立地する金融機関及びコンビニエンスストアを選定 | — |
| | | コンビニエンスストア | — | — |
| | 都市公園 | 都立公園、市立公園 | 現行基本構想の生活関連施設を選定 また、アンケート結果で回答者全体の10%以上が「よく利用する」と回答した施設を選定 | アンケート結果で回答者全体の10%以上が「よく利用する」と回答した施設を選定 |
| | | 生活関連経路沿いに立地する市立公園 | 現行基本構想の生活関連施設を選定 また、生活関連経路沿いに立地する都市公園を選定 | — |
| | 路外駐車場 | 市内に立地する特定路外駐車場を選定 | 市内に立地する特定路外駐車場を選定 | 市内に立地する特定路外駐車場を選定 |
| 建築物 | 公共施設 (市有施設) | コミュニティセンター (移動等促進地区) | — | <p>【生活関連経路の設定】 ○地域生活単位の施設であり施設利用者の利用経路の特定が困難なため、特定の生活関連経路は設定しない ○コミュニティセンターにおいては、半径300メートル圏域の“コミュニティゾーン”を設定 ○市立小・中学校においては、通学路を基本とした半径500メートル圏域の“小中学校ゾーン”を設定</p> <p>【コミセン及び学校教育施設のバリアフリー化推進】 ○コミュニティセンターは、継続的にバリアフリー化を進展していくための施設整備方針の導入を検討 ○市立小・中学校は、法改正で特別特定建築物に追加され基準適合義務対象となるため、武蔵野市学校施設整備基本計画に基づく改築整備と併せたバリアフリー化を推進既設建築物については人的支援も含めたハード・ソフト両面からできる限りにおいてバリアフリー化を推進</p> |
| | | 学校教育施設 (避難所や選挙投票所としての利用も想定) | 市立小・中学校を選定 | |

生活関連経路の考え方

| 位置づけ | 経路種別 | 凡例 | 経路設定の考え方 | 方針 | |
|--------|--------------------|-------------------------|----------|--|--|
| 生活関連経路 | 重点整備地区内 | 現行生活関連経路 | | ○現行基本構想で生活関連経路に設定した経路 | |
| | | 新規生活関連経路 | | ○新規生活関連施設における生活関連施設相互間の経路 ○移動等促進地区の生活関連経路に接続する経路 | |
| | 移動等促進地区 | 新規生活関連経路 | | 新規生活関連施設について、 ○生活関連施設相互間の経路 ○バス利用が想定される生活関連施設から最寄りのバス停までの経路 ※基本的にネットワーク経路から派生させた経路を設定 | |
| | | 新規生活関連経路 (ネットワーク経路) | | ○重点整備地区間を結び歩行者ネットワークの軸となる経路 (武蔵野市都市計画マスターplanの都市間幹線道路・都市内幹線道路や緑道・遊歩道の中から施設の配置状況を考慮し設定) | |
| | 武蔵野市外 | 近隣自治体が定める生活関連経路 | | ○武蔵野市近隣自治体が定める生活関連経路 | |
| | | 武蔵野市が考える広域的な視点による生活関連経路 | | ○生活関連施設相互間の移動やバス利用を想定した場合に、武蔵野市外において連続性のある生活関連経路の設定が望ましい経路 | |
| | 移動等促進地区 | コミュニティゾーン | | ○コミュニティセンター(地域施設)は、地域生活単位の施設であり、施設利用者が利用する経路の特定がそれぞれの自宅から各施設となり、経路が無数に存在するため特定の経路設定は行わない。 ただし、今後の事業推進に向けて、対象施設を中心とした半径 300m圏域 ^{※2} を実際の利用圏内と想定した「コミュニティゾーン」に設定し、図示する | 【地域生活利用圏におけるバリアフリー化】 ○公共サイン整備の推進等による案内情報の充実等 |
| | 重点整備地区内 移動等促進地区 | 小中学校ゾーン | | ○市立小・中学校(地域施設)は、地域生活単位の施設であり、児童・生徒以外にも地域内的一般市民の利用も想定されることから、利用者の移動経路として“通学路”を選定する。 今後の事業推進に向けて、対象施設を中心とした半径 500m圏域 ^{※3} の通学路を「小中学校ゾーン」に設定し、図示する | 【地域生活利用圏におけるバリアフリー化】 ○公共サイン整備の推進等による案内情報の充実等 ○通学路の交通安全対策とあわせた道路のバリアフリー化の推進 |

※2 「武蔵野市公共サインガイドライン」における中拠点サインの配置間隔を参考

※3 各小学校学区が半径約 500m程度を通学圏域と設定されていることを考慮